

トラック運送業の過重労働対策支援と有効性に関する調査研究

【研究内容】

トラックドライバーの業務は、時間外労働の上限規制の猶予期間が終わり、2024年4月より年間960時間の上限規制が適用された。また、同時に改正された自動車運転者の労働時間等の改善のための基準（改善基準告示：拘束時間が1か月で284時間以内、勤務間インターバル11時間以上など）も適用が始まった。

労働時間規制が強化されることにより長時間労働が減る一方で、従来の輸送能力を維持するために、勤務の不規則化、労働密度の上昇や休憩時間の減少などの新たな過重労働の問題が懸念される。実際にトラックドライバーはコロナ禍の宅配便取り扱い個数の増加等により死傷災害が増加しており、また過労死多発職種であることから、過労死等防止対策推進法や第14次労働災害防止計画においては重点的に対策を立てるべき職種となっている。

トラック運送業では職場や個人ごとに過重労働の様相が異なることが考えられるため、それぞれの働き方の特徴に合わせた過重労働対策を支援するツールが求められる。本研究では、以下の3点を行うことを目的とする。

1) 良好実践例収集：

トラック運送事業者を対象としたアンケート調査により、労働時間等の新しい規制に関連する労働環境改善実施状況の把握と、改善方法等の良好実践例と改善を促進・阻害する要因の収集を行う。

2) 労働環境改善効果調査：

トラックドライバーを対象とした観察調査により、労働時間等への改善策を実施した職場における、労働・休息の実態を客観的・主観的測定から明らかにする。

3) 「過重労働対策カタログ」の作成と有効性の検証：

過重労働に関連する職場の問題点の把握と、改善取り組みの良好実践例を職場ごとに自由に選択・実施ができるようにカタログにして公開し、その有効性の検証を行う。

R8年度

- 良好実践例収集



R9年度

- 労働環境改善効果調査



R10年度

- 「過重労働対策カタログ」の作成